

別府市共同温泉環境整備等補助金交付要綱

制定 別府市告示第 4 8 8 号

令和元年 1 2 月 2 7 日

改正 別府市告示第 7 3 号

令和 6 年 3 月 5 日

別府市告示第 1 1 5 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

別府市告示第 1 4 2 号

令和 8 年 3 月 3 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、共同温泉の改修等を実施するために必要な費用について、予算の定めるところにより共同温泉環境整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市有区営温泉」とは、市が土地及び温泉施設を所有し、共同温泉の管理運営を定める規約を有する温泉組合又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体（以下「自治会」という）が、その管理運営を行う共同温泉をいう。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる市有区営温泉として使用する温泉施設に応じ、当該各号に定める事業とする。

(1) 温泉組合の組合員又は自治会の構成員でない者も入浴可能な市有区営温泉 次のアからエまでに掲げる事業

ア 温泉利用に資する部分に係る急を要する改修を行う事業

イ 施設の美観を向上させ、集客力の強化を図るための軽微なリフォ

ームを行う事業

ウ 手すりの設置その他のバリアフリー対策を行う事業

エ 説明板の設置その他の観光客の入浴のための施設整備を行う事業

(2) 温泉組合の組合員又は自治会の構成員のみが入浴可能な市有区営温泉 新たに温泉組合の組合員又は自治会の構成員でない者を入浴可能とするための施設整備を行う事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、30万円を限度とする。

(補助金の不交付等)

第6条 次に掲げる場合は、補助金は交付しないものとする。

(1) 補助対象経費の額が5万円未満の場合

(2) 補助事業に関し、別府市温泉建設等に対する貸付金取扱要綱（令和元年別府市告示第486号）の規定による貸付金の貸付けを受ける場合

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、共同温泉環境整備等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事設計図

(2) 収支予算書

(3) 補助金を必要とする理由書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、補助の適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、共同温泉環境整備等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するも

のとする。この場合において、市有温泉施設等の貸付に関する契約書に規定する貸付物件の現状変更に伴う市長の承認を要するときは、この通知によって承認があったものとみなす。

（補助事業の内容変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に変更がある場合は、共同温泉環境整備等補助金事業内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後1か月以内に共同温泉環境整備等補助金事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書等の写し
- (3) 補助事業実施前後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、共同温泉環境整備等補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第8条の規定による補助金の交付決定から補助事業の完了までの間に、補助金を概算払いにより交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、共同温泉環境整備等補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保存等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿並びに契約書、領収書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の方法により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付に係る物件を他に譲渡し、又は転売したとき。
- (3) 第3条第2号に定める補助事業を行った場合で、補助事業が完了した日から1年以内に、温泉組合の組合員又は自治会の構成員でない者を入浴可能とするための手続を行わなかったとき。
- (4) 第3条第2号に定める補助事業を行った場合で、補助事業が完了した日から3年以内に温泉組合の組合員又は自治会の構成員でない者の入浴を不可としたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助を不相当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年12月27日別府市告示第488号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月5日別府市告示第73号）

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日別府市告示第115号）

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日別府市告示第142号）

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

共同温泉環境整備等補助金交付申請書

年 月 日

別府市長 あて

申請者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

別府市共同温泉環境整備等補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。

なお、当温泉は、共同温泉環境整備等補助交付金要綱第3条に定める組合員（構成員）以外
の入浴が可能な市有区営温泉です。

記

1 事業名

2 補助申請額 金 円也

（ 温泉 共同温泉環境整備等補助金として）

3 添付書類

①工事設計図 ②収支予算書 ③補助金を必要とする理由書

④その他（ ）

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

別府市長

共同温泉環境整備等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 温泉に係る共同温泉環境整備等補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

事業名	
補助金の額	円
備考	1 補助事業の完了後 1 か月以内に共同温泉環境整備等補助金事業実績報告書を提出してください。 2 補助金の額は、実績報告に基づき確定します。 3 補助金は、他の用途に使用できません。

共同温泉環境整備等補助金事業内容変更申請書

年 月 日

別府市長 あて

申請者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

事業内容の変更をしたいので、別府市共同温泉環境整備等補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 変更理由
- 4 変更内容

変 更 前	変 更 後

共同温泉環境整備等補助金事業実績報告書

年 月 日

別府市長 あて

報告者 温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名 印

代表者住所

電話番号

年度において 事業を実施したので、別府市共同温泉環境整備等補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の名称

3 事業費 円

4 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 事業の実施場所

6 添付書類

①収支決算書 ②契約書等の写し ③完成前後の写真

④その他（ ）

共同温泉環境整備等補助金交付請求書

年 月 日

別府市長 あて

温泉組合名（又は自治会名）

代表者氏名

印

代表者住所

電話番号

年 月 日付け 第 号により、交付の決定（額の確定）を受けた共同温泉環境整備等補助金について、概算払・精算払による交付を次のとおり請求します。

請求金額： 円

補助金決定（確定）額	円
交付済額	円
今回請求額	円

（振込先口座）

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・出張所					
種 別	普 通 ・ 当 座					
口座番号						
フリガナ						
口座名義						